

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会

第1回通学安全部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和7年7月30日（水）19：30～21：20
- 場 所 宇野中学校ミーティングホール
- 出席者 ○部会委員
高嶋秀明部会長 角田智広委副部会長 干場萌副部会長
物部明子委員 遠藤雄也委員 近藤真弓委員 内尾玲委員
守屋侑貴委員 古村幸恵委員 岡本園美委員 新仁司委員
星島孝一朗委員
- 事務局
学校再編推進課課長 森真志 同課主査 藤田直也
- 傍聴者 一般 4人

1 開会

2 部会員・職員紹介

- ・部会員及び職員の紹介（【資料1】部会員名簿）

3 部会長・副部会長選出

- ・要綱第7条第4項に基づき、委員の互選により、部会長に高嶋秀明委員、副部会長に角田智広委員、干場萌委員が選出された。

4 議事（要綱第8条に基づき、高嶋部会長が議事進行を行う。）

（1）バス通学範囲について

部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いする。

事務局： 【資料2】により説明

▶今年度のスケジュールについて

本日、第1回通学安全部会を開催し、9月末までにバス通学の範囲と通学路の危険箇所について、バスの購入や危険箇所への対応には、それらの整備に係る予算を措置する必要があるため、検討や協議を進めていく予定としている。通学安全部会は、毎月1回開催する予定としているので、出席をお願いします。

▶バス通学の範囲（通学距離6km以上）について

教育委員会の策定した「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」の19ページに、中学校の公共交通機関または通学バス等を利用する範囲は「通学距離がおおむね6km以上の区域」と記述している。

また、本年度開催の保護者等への説明会で、「地域の実情や地理的条件、道路事情を踏まえた上でバス通学の範囲を検討して欲しい」という意見が多く

あったため、バス通学の範囲は、こうした点も配慮すべきと考えている。

資料の地図では、幹線道路を青い線、幹線道路上で宇野中から 6km の地点を黄色の丸、6km 以上の範囲を薄い赤色で示している。

まず、長尾は、西側がレイク玉原、東側が玉原ニュータウンとなっている。

レイク玉原は全体が 6km 以上であり、令和 9 年生徒数は○名となっている。玉原ニュータウンは、南側の半分为 6km 以上であり、玉原ニュータウン全体の令和 9 年度生徒数は○名であり、6km 超のエリアにそのうち○名が居住している。

次に、和田は、和田 7 丁目西側の一部数軒のみが 6km 以上であり、全体で令和 9 年度生徒数は○名だが、6km 超のエリアに生徒は居住していない。

次に、二日比小学校周辺は、現在の二日比小学校区である、御崎 2 丁目、向日比、羽根崎町、明神町、深井町、日比であり、令和 9 年度生徒数は○名であり、6km 超のエリアにそのうち○名が居住している。

基本的な考え方として、各居住地からではなく近くの幹線道路から宇野中学校に行くまでの実際の距離が 6km を超える地域がバス通学の範囲となる。御崎 2 丁目と明神町は幹線道路までの最短ルートで出るとどこも 6km 以内だが、両地域ともに、幹線道路に出るまでにかなりの距離がある。

二日比小周辺で 6km 以内の地区の令和 9 年度生徒数は、御崎 2 丁目○名、羽根崎町○名、明神町○名、日比 1 丁目○名となっている。

最後に、渋川は、全域が 6km 超のエリアであり、令和 9 年度生徒数は○名となっている。

(会議録上では各地域の生徒数の情報は非公開とするため人数は、「○名」と表記する。以下同様)

部会長： バス通学の範囲を 6km ちょうどで判断すると難しいと思われるので、各地域でバス通学の範囲をどうするか協議したい。

まず、長尾について、レイク玉原と玉原ニュータウンがあり、レイク玉原は全域が 6km 超であるためバス通学の範囲で問題ないと思うが、玉原ニュータウンは南半分为 6km 超で北半分为 6km 以内となる。この北側をバス通学の範囲とするか協議したい。

委員： ここは坂等もあり危険であることから自転車通学が認められていない。距離もほぼ 6km ということからバス通学の範囲として良いと考える。

委員： 6km 以内でもバス通学の範囲となれば市が全額負担するのか。そもそもどのくらいまではバス通学の範囲として良いなどの基準はあるのか。

事務局： バス通学の範囲となった方の費用は市が全額補助する。基準に明確なものはないが、6km を目安として、例えば団地や大字や丁目といったある一定の区切りは必要となる。

委員： 過去に玉原ニュータウンから下った所にある交差点で自転車の死亡事故もあった。距離もほぼ 6km であればバス通学の範囲として良いと考える。

部会長： それではレイク玉原と玉原ニュータウンをバス通学の範囲としてよいか。
(一同異議なし)

部会長： 次に和田 7 丁目について、一部が 6km 超で令和 9 年度に生徒はいないが、今後、該当地域に生徒が居住する可能性もあるため、そうした点も踏まえ、協議したい。

委員： この距離であれば和田 7 丁目全域をバス通学の範囲として良いと考える。

委員： 和田 7 丁目も急な坂の上にあるため、そうした視点からもバス通学の範囲として良いのではないか。ここの坂は長くカーブもしており危険もある。

委員： 将来的に 6km 超のエリアに中学生の子どもがいる方が住むかもしれないことを考えると、和田 7 丁目をバス通学の範囲として良いと考える。

部会長： 坂が危険という点だけでバス通学の範囲とすると距離に関係なく危険ならバス通学となってしまう。危険といってもある程度の基準やルールは必要ではないか。

委員： そもそも、バスには何人乗れるのか。

事務局： バスの規模によるが、大型の路線バスであれば、立ち乗りも含めて 50 人程度、市でスクールバスとして想定している中型であれば 20 数名が乗れる。

委員： 長尾からのバスのルートを考えて、和田 7 丁目も乗せることができるなら、バス通学の範囲として良いのではないか。

事務局： バスに乗れる人数やルートはバスの範囲が決まってから、事務局でしっかりと考える。そこは気にせずに、6km 超のエリアがある範囲としてどうするかで考えてもらいたい。

部会長： 6km 超であることと地理的要因の 2 点がバス通学の範囲を考える基準となるので、その視点で和田 7 丁目をどうするか意見をもらいたい。

委員： 6km 超のエリアだけをバス通学としたり、反対に 6km 超だが範囲が狭いためバス通学としないということは難しい。6km 超のエリアがあるのなら、そこを含む一定の範囲、今回だと和田 7 丁目をバス通学の範囲として良いと考える。

委員： 保護者からすれば、今の宇野中学校区以外の生徒全員がバスに乗れたらと思うが、それは人数や予算を考えるとできないと分かっている。であれば、6km 超を含むのであれば和田 7 丁目全体をバス通学の範囲としてあげたい。

委員： 和田 7 丁目に隣接する和田 6 丁目などはどうするか。

委員： どこまでも広げることにはできない。和田 7 丁目は坂の上にあり、一定の区切りがあると思う。

部会長： それでは和田 7 丁目全域をバス通学の範囲としてよいか。
(一同異議なし)

部会長： 次に二日比小学校周辺について、大部分が 6km 超の範囲だが、明神町、御崎 2 丁目、日比 1 丁目、羽根崎町が 6km 未満の範囲である。こちらについて、協議したい。

委員： 日比中学校への通学路だと、金ヶ谷の坂を登らずに南側の下る。他にも実際の通学路を考えると、資料にあるほとんどが6km超であるため、すべてをバス通学の範囲として良いと考える。

委員： 実際にバスで通学する場合、バス停などに集合することになる。集合場所が6km超の範囲であれば、バス通学の範囲として良いのではないか。

委員： 集合場所に駐輪場があれば良いが、そうした整備はするのか。

事務局： 民間の土地に作ることは難しいが、市の施設や市有地があれば検討できる。

部会長： バス通学の範囲外だが、その集合場所まで来ればバスに乗れるということになるか。

事務局： スクールバスの場合は乗ることはできない。路線バスであれば、本人負担になるが各家庭の事情でバスを使用することは可能。

委員： 羽根崎町と隣接する和田3丁目の間にも明確な高低差があり、通学路も異なる。二日比小学校区という区切りができるので資料の二日比小学校周辺はバス通学の範囲で良い。

部会長： それでは資料にある二日比小学校周辺をバス通学の範囲としてよいか。
(一同異議なし)

部会長： 次に渋川だが、全域が6km超でもあり、これまでの協議からもバス通学の範囲で良いと考えるがどうか。
(一同異議なし)

▶バス通学の範囲（地理的条件）について

事務局： 【資料3】により説明

玉原1丁目、2丁目は6km以内の地域だが、保護者等への説明会で「玉原地区は坂道が多く、自転車での通学が危険である」と多くの声が寄せられた。

また、現状でも玉中学校は自転車通学が全面禁止となっている。

こうしたことから、玉原1丁目、2丁目は、バス通学を検討すべきと考えている。なお、玉原1丁目、2丁目に居住する生徒数は〇名である。

部会長： 玉原1丁目、2丁目について、通学上危険があり、今も自転車通学が禁止となっているため、バス通学の範囲とするか協議したい。

委員： 玉原は坂が多い。現在も自転車通学が禁止されていることから、他の坂とは明確に違いがある。地理的条件でバス通学の範囲として良いと考える。

部会長： それでは、玉原1丁目、2丁目を地理的条件からバス通学の範囲としてよいか。
(一同異議なし)

部会長： 本日の協議結果を次回部会で事務局から示してもらう。

(2) 通学における危険箇所の確認について

部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いする。

事務局： 【資料4】により説明

▶通学路における危険箇所の確認について

計画に「通学路の変更に伴う危険箇所の再点検を行い、通学の安全対策に努めます。」と記述している。

中学校の通学路は、小学校のように詳細な設定はしておらず、多数の生徒が通る幹線道路を中心に各学校で設定している。

資料では、現在の宇野中、玉中、日比中学校の通学路を赤い線、3校を再編した際に新規で通ると想定される通学路を青い線で示している。

特に青い線の通学路で、歩道の整備やスクールゾーンの再設定、カーブミラー、街灯、横断歩道、信号機等の設置など、各委員が気になる場所を確認し、必要があれば、道路管理者や警察署等に働きかけていく必要があると考えている。

部会長： 各委員で危険だと思う場所があれば意見をもらいたい。

委員： 工事が終わった玉トンネルだが、玉側出口から信号にかけて歩道が狭くなり、最終的に狭い路肩しかなくなり、危険である。

事務局： こちらは岡山県が道路管理者であり、既に市から要望を行っている。該当箇所の拡幅のほかにトンネル内へのガードパイプの設置等も要望している。

委員： 商工高校前は高校生の登校方向と現：宇野中に向かう方向が逆であり、危険である。

委員： 築港から玉への自転車道について、整備が市民病院付近で終わっているため、残りも整備をして欲しい。

事務局： 自転車道の整備について、土木課の見解を聞きたい。

委員： 今年度中に残りも整備する予定となっている。

委員： レクレセンター前の歩道だが、近隣事業所の職員の通勤方向と生徒の通学方向が逆であり、危険である。

委員： 日比小学校前の道路が歩道もなく狭い。

委員： 渋川3丁目から梅木橋までも同様に歩道もなく狭い。

委員： やむを得ない場合は歩道を自転車が走っても良いが基本的に走ってはダメなはず。そうした交通ルールを学校で教えて欲しい。

事務局： 自転車の歩道走行だが、歩道を示す標識に自転車マークのある標識がある歩道がある。これについては歩道を自転車が走行できる。危険箇所を考える際に意識して欲しい。

委員： 奥玉から玉にかけての歩道は幅が狭いため、無理に使用しない方が良いと思う。通学路となった場合はそこを走らなければいけないのか。

事務局： 危険であるから通学での使用を禁止されている箇所は走ってはいけないが、それ以外であれば通学路以外を走っても問題ない。

部会長： 他にもあれば事務局にメール等で伝えてもらい、次回部会で事務局から一覧で示してもらうこととする。

5 閉会